

学校教育相談の充実によるいじめ防止対策

足立区いじめ調査委員会 提言

～実効性ある、いじめ防止対策とするために～

を受けて

平成28年9月

足立区教育委員会

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為です。

足立区は、「いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）」第１２条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成２５年１０月１１日 文部科学大臣決定）」に基づき、平成２６年２月６日に「足立区いじめ防止基本方針」を策定しました。区立学校は、これらを踏まえて学校ごとに「いじめ防止基本方針」を策定し、区と学校が一体となり、いじめ防止対策に取り組んできました。

平成２８年３月１４日、区長の付属機関である「足立区いじめ調査委員会」から区長へ提言（「～実効性ある、いじめ防止対策とするために～」）がありました。２年間をかけて学校を視察し、現状を踏まえた提言となっており、この趣旨を教育活動にいかし、いじめ防止に取り組んでいく必要があります。

また、この提言を受け、教育活動において特にポイントとなる重点を以下にまとめました。改めて自校の教育活動を振り返り、校長のリーダーシップの下で全教職員が一丸となった、組織的ないじめ防止対策に役立ててください。

平成２８年９月

足立区教育委員会

1 学校内での情報の共有化について

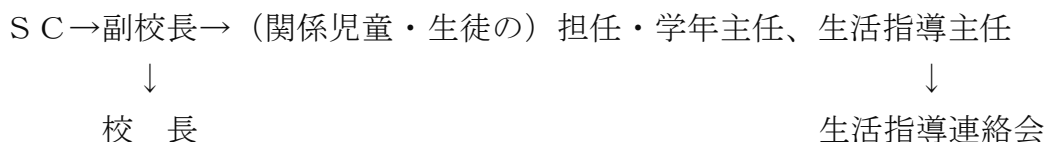
(1) 学校の運営組織「生活指導部会」のメンバーとしてＳＣを位置づける。

- 全校でＳＣを生活指導部会に位置づけ、ＳＣの勤務日にあわせて生活指導連絡会を開催するなど、情報共有の機会を確保してください。
- いじめに関する案件について作成する、「いじめ受付表」と「いじめに関する児童・生徒等の記録（個票）」（以下「個票」という。）は、ＳＣも含めた全教職員で情報を共有してください。

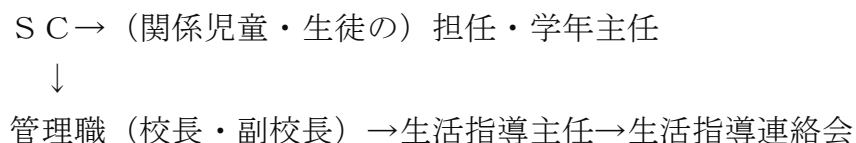
(2) ＳＣには、定期的に、ごく短時間でも良いので口頭で報告してもらい、管理職、担任教諭、生活指導主任等が情報共有する。

- ＳＣには、１日の相談や授業観察を報告書にまとめ、毎回管理職に提出するとともに、いじめにつながる恐れのある案件や特に重要と思われる事案があった場合は、必ず口頭で管理職や担任、生活指導主任に直接伝えるよう指導していますが、情報の共有が不十分と思える場合は、丁寧に報告するようご指導ください。
- 学校は、ＳＣからの報告体制を整え、必ず口頭で報告を受けるよう、時間を確保してください。

通常の場合（例）



緊急の場合（例）



(3) 養護教諭がキーパーソンとなってＳＣの情報を把握する。

- 2名のＳＣの情報をもとに、日々の対応に生かすことができるのは、養護教諭が最適との指摘を受けました。しかし、養護教諭の経験や力量にも左右される内容です。管理職による指導・指示を基に養護教諭、生活指導主任、担任が連携を取りながら、生活指導部会として組織的に取り組むように体制を整備してください。
- 下記取り組み例を基に、いじめの早期発見のための取組を実施してください。

【取組例】

- ① 保健室来室時に問診表のようなものを書かせる。質問項目の中に、「悩み事がありますか」など、児童・生徒の心の状況を尋ねるものを入れる。
- ② 特に理由もなく、「なんとなく」保健室に来る児童・生徒は、それが何かのサインと捉え、その日のうちに担任・生活指導主任に状況を伝える。

2 学校のＳＣ活用について

(1) ＳＣの役割と現状を適切に理解する。

- ＳＣには、心理の専門家としての視点から子どもの状況を把握する役割があります。その役割を果たすために、教室の中の様子の観察だけでなく、相談室を開放し、子どもが気軽に安心して話せる場所として、相談室を利用できるようにしてください。
- ＳＣが家庭訪問することが有効であると考えられる場合は、担任等と協力しながら可能な限りそれを実現し、課題の解決を図ってください。

【相談室の開放について】

相談室の開放にあたっては、まずＳＣも参加している校内委員会等で相談室の利用のルールを決めたうえで、管理職から全教職員に周知してください。その際、開放する時間帯（20分休みや放課後に開放している学校が多い）や利用上の約束事を児童・生徒に徹底するとともに、相談室の前に「相談中」「巡回中」「開放中」等の札を掲示して、児童・生徒に分かりやすいようにしてください。

利用上の約束については、室内に掲示し、利用する際に一緒に確認します。

＜利用上の約束の例＞

- ・「相談中」の札がある時には、勝手に入らない
- ・相談室内の道具は、部屋の外に持ち出さない
- ・静かに過ごす
- ・時間を守る など

(2) 全校集会・学年集会など全児童・生徒が集まる機会に、ＳＣを紹介し、月１回程度児童・生徒の前で話をする機会をつくる。

- 児童・生徒にＳＣへの親近感を持たせるため、年度初めの全校集会や月ごとの学年集会などでＳＣを全校児童・生徒に紹介してください。
- さらに、ＳＣが積極的に教室での子供たちの様子を観察できるよう、管理職が主導してスケジュールを決め、実施してください。

3 ＳＣによるカウンセリング及びカウンセリングルームについて

(1) カウンセリングは「子どもが直接予約」が基本である。

- 児童の発達段階によっては、予約に至らず、カウンセリングの機会を逸することもあります。予約を待つだけでなく、児童・生徒の様子を見て担任等から積極的にＳＣに繋ぐこと、ＳＣが積極的に子どもたちと関わる中で子どもの様子を掴んでいくことが重要です。また、日頃から保護者へＳＣ配置の趣旨や予約方法について情報発信するなど、様々な方法で子どもをケアする体制を築いてください。
- 「悩みを知られたくない」子どもにとっては、ＳＣとの面談予約をするのに、担任だけでなく、場合によっては管理職、養護教諭を窓口としても、難しい場合が考えられます。様々な悩みに対応し、複数の方法で予約できる仕組みを構築してください。
- 保護者に対しても、保護者が直接予約し、保護者自身がＳＣとの面談を受けることが可能であることを保護者会やカウンセラーだより等を通じて周知してください。

【相談室の予約の仕方について】

相談室の予約の仕方については、児童・生徒が混乱しないように「相談したいことがあった時は、自分で直接ＳＣに言いに行ってください」など具体的に周知します。直接予約できることを折に触れ伝えてください。

また、相談室の前などに相談専用の「予約ポスト」を設置し、そこに児童・生徒、保護者が「相談申込書」（「カウンセラーだより」の一部を切り取って使えるようにします）を自由に投函できるようにしている学校もあります。保護者の場合は、匿名でもＳＣに電話を取り継げるようにすることも、一つの方法です。

＊ ＳＣへの直接予約で相談が始まった場合も、相談の中で詳細を聞き状況を整理した上で、児童・生徒や保護者に了解を得て、集団守秘義務を基に担任等に伝えるという流れをたどるようにしています。

(2) カウンセリングルームの環境整備を進める。

- ☐ 訪れる子どもの気持ちを最優先に考え、相談室は専用の場所を確保し、可能な限り、職員室やPTA会議室のそばには設置しない等の配慮をしてください。
- ☐ また、心の交流にふさわしい環境となるよう、室内の整備をしてください。
- ☐ カウンセリングが行われていることが他者に分からないようにする配慮も必要です。

4 いじめ相談箱について

「誰が開けて、誰が見るのか」をはっきりとさせ、児童・生徒に周知する。

- ☐ 下記設置例をもとに子どもたちが安心して「いじめ相談箱」を利用できるようにしてください。

【設置例】 ・校長室前や保健室前など、安心できると思える場所に設置。
・玄関など、人が多く通る場所には設置しない。

- ☐ 平成28年4月5日の臨時校長会において、「いじめ相談箱」の担当者を明確にするよう依頼しましたが、折に触れていじめ相談箱について児童・生徒に周知し、いじめ相談箱を有効に活用してください。

【活用例】 ・相談箱は校長が確認する。
・「校長だけが相談箱を開ける」ということを明示し、子どもが安心して手紙を入れられるようにする。

5 いじめアンケートの活用方法について

「いじめ受付表」を定期的（たとえば新学期ごとなど）に見直す。

- ☐ いじめと思われる状況があった場合に作成いただいているいじめ受付表のデータは、全教職員が見られる場所に保存し、誰でも常に加筆できる状態にしてください。これには、本人や保護者からの訴えの他、いじめアンケートや教員、SC等の見取りからの情報も記載し、全教職員で学校全体の状況を共有できるものとしてください。
- ☐ 子どものトラブルは「繰り返し起こるものである」という認識のもと、「解決した」と見られる場合でも継続して十分な注意を払い、適時指導できるよう常に更新してください。
- ☐ いじめ受付表の中で解消に至っていないものについては、個票を作成し、より丁寧に対応してください。

【丁寧な対応とは】

全教職員で情報を共有し、休み時間・清掃中・専科の授業中・特別活動・学校行事など、あらゆる場面で目が行き届くようにする。いじめにつながるような言動があった場合には、誰もがその場で適切な指導ができるようにする。

6 その他

（１）教員の意識を高めるために、具体的な話をする。そして、手引書が必要である。

- 「人権教育プログラム」及び「いじめ問題に対応できる力を育てるために—いじめ防止教育プログラム—」を活用した、いじめ防止研修を実施してください。

（２）「何がいじめか」について、小学生のうちから繰り返し指導する。

- 「いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの児童・生徒にも起こり得ること」という認識をもった上で、「いじめは人間として絶対に許されない」ということを学校全体として改めて徹底してください。
- 同時に、「いじめられている児童・生徒は徹底して守り通す」姿勢を示し、いじめとは何かについても、具体的な場面を通して、その都度厳しく指導してください。
- 児童会や生徒会が主体となって、いじめをなくそうとする活動を進め、成果をあげている学校もあります。このような優れた事例を参考に、各校において工夫した教育活動を展開してください。

（３）小学校低学年時からいじめ予防のためのアンテナを張り、小学校から中学校への進学時にも、いじめの兆候については、引継ぎを徹底する。

- 小中連携事業や生活指導連絡会を通じて、小学校から中学校への情報共有や引継ぎを円滑に行ってください。この際、いじめ受付表や個票等を活用し、情報共有や引継ぎのさらなる充実を図ってください。

（４）ＳＳＷは教員・ＳＣとは異なる視点から子どもと家庭を支援できる。このことを認識し、積極的に活用する。

- ＳＳＷについては、導入から日が浅く、その役割や足立区における活用のあり方については、まだ十分に理解されているとは言い難いところがあります。
- まずは、ＳＳＷの存在と役割、活用の仕方等について、教職員へ周知してください。
- 教育委員会としても、モデル校での実践事例を共有し、今年度新たに展開する５２校を中心に、ＳＳＷと教員との連携や役割分担について理解を深めていきます。
- ＳＳＷには「家庭と子ども」のケアを中心に学校とつなぐ役割を果たせるよう、連絡会などの場面を利用して普及・啓発に努めていきます。